

平成 22 年 12 月 4 日(土)
於：同志社大学 至誠館 1 階 S 1 番教室

シンポジウム

「経済教育：次期学習指導要領に即した教え方」

「幸福、正義、公正」をどう教えるか

広島県立呉昭和高等学校

峯 本 英 紀

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」では、「(2) 高等学校の教育課程の枠組み」において、

公民については、高校生にとって必要な人間としての在り方生き方に関する内容を充実するため、倫理領域の内容を充実する必要がある。

とある。これを受け、改善の具体的事項として、

公民科については、よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するため、各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、それを手掛かりに各科目の特質に応じて取り上げた諸課題を考察させ、社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して改善を図る。

があげられ、今期改訂により取り入れられた「幸福・正義・公正」は傍線部を受けている。

そして、学習指導要領解説には、

「幸福、正義、公正」などは個別に取り上げて理解させるのではなく、現代社会における諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことが大切である。現代社会において「幸福、正義、公正」などがどのような形で実現されてきたのか、諸課題を解決していく中で、「幸福、正義、公正」などをどのように実現していくのか、そのためには課題をとらえて考察するための基本的な枠組みはどのようなになっているのかということをも身に付けさせることを目指している。

とあり、それぞれを定義付けたり、具体的事象や事項を絶対しさせたりすることを求めているわけではない。



要するに、

個々の求める幸福を個人の尊重の原則から大切に扱いながらも、価値や利害の対立によって個人が脅かされることのないよう慎重な審議や厳格なルールによって調整していくために、何に配慮し、どのように執行していけばよいかについて考察させることが「現代社会」の授業に求められている

のである。すなわち、「倫理的な諸価値」を「現代社会」で取り扱うとは、

人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める

ことを目指していることを忘れてはならない。

それでは、中学校社会科との違いについて言及しておく。中学校学習指導要領では、

イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる

とあり、その解説で「対立と合意、効率と公正など」の取扱いについて

この見方や考え方の基礎を構成する諸概念は抽象的であるため、生徒が身に付けるに当たっては、社会生活に見られる具体的な事例を取り上げて考えさせていくなどの工夫が必要となる。そこで、ここでは「物事の決定の仕方」や「きまり」などの社会生活に見られる事例を示し、その意義などを考えさせることを通して見方や考え方の基礎を身に付けさせることを求めているのである。その意味では、「よりよい決定の仕方とはどのようなものか」「なぜきまりが作られるのか」「私たちにとってきまりとは何だろうか」などといった問いを追究し考察して見方や考え方の基礎を身に付ける中項目であるといえる。

と解説している。つまり、

高等学校では「生命・情報・環境」など現代社会の課題を通して学ぶのに対し、中学校では社会生活における「きまり」を素材とし、方や考え方の基礎を習得すること

を目指すのである。

以下、指導のイメージを示す。

大項目(1)「私たちの生きる社会」において、「生命」を課題として取り扱う事例1

年齢制限撤廃を

この数年、小児の内臓疾患には、コンスタントに生体間移植が行われるようになった。両親が提供者(ドナー)になることが多い。ただ、生体間移植は健康体にメスを入れる。医療者として積極的に勧められない。

2年前、脳死の大人の肝臓を二つに割り、小さい方を胆道閉鎖症の4歳児に移植した。元の組織を二つに割るので、多数の血管を癒さ合わせるのが大変だった。大きさが合う子どもの臓器の方が、手術も簡便で予後が良いと予想される。

臓器移植というと心臓が注目されがちだが、肝移植を必要とする胆道閉鎖症の子だけで、毎年約100人が生まれている。この病気は1歳前までに臓器の状態になることが多い。手術で閉塞を取り除けないと、生後8カ月あたりから移植を考えざるを得ない。時間との競争だ。

大阪大学 小児外科
福澤正洋教授



小腸が短かったり、神経がなかったりして、口から栄養がとれない子もいる。静脈から栄養を入れるが肝臓に負担がかかり、移植を受けられなければ、1〜2歳で亡くなってしまふ。しかし、現状は子どもの脳死移植は米国頼り。15歳未満の脳死を認めて欲しいという家族の願いは強い。世界保健機関(WHO)が臓器移植の原則禁止を打ち出し、なおさら強い危機感がある。

ただ、法改正で子どもの脳死が認められても、定着するには時間がかかると思う。亡くなった子どもの病理解剖を拒否する両親も多い。これ以上傷つけない、という気持ちの表れだろう。親の承諾というハードルがある限り、急に子どものドナーが増えるとは考えにくい。まずは年齢制限を撤廃して、その後に、倫理的なハードルをクリアしていくしかないのではないか。

子どもの脳死・臓器移植に対しては、医師の間でも意見が分かれる。内臓移植を手がける大阪大学の福澤正洋教授(小児外科)と、法改正に慎重な大阪医科大学の田中英高准教授(発達小児科)に、意見を聞いた。

医療現場 割れる意見

12歳以上に

「脳死」について国民に具体的なイメージがないまま、法改正が進むことに強い危機感がある。僕が先般、国会議員に話をした時、脳死についての基礎知識を「○」か「×」かで答えてもらった。別表。かなり難しいようだった。

脳死判定で決定的に重要なのは無呼吸テスト。人工呼吸器を約10分間外し、呼吸が戻らないかを確認する。「10分間も息を止めたら、死んじゃうじゃないか」と後で言った議員がいたが、まさにその通り。そんなテストを、まだぬくもりが残る自分の子どもに受けさせますか?

07年に日本小児科学会で小児科医1190人にアンケートした。「新生児を含む小児の脳死診断は医学的に可能か」こ、可能32%、不可能16%、「わからない」が48%。長期脳死児の実態が見えてきて、小児科医も自信がないのが現状だ。脳死児

大阪医科大学 発達小児科
田中英高准教授



のうち頭部外傷がある子の1〜3割が被虐待児とみられるが、虐待された子どもが、親の意思で脳死とされることは避けなければならない。

僕は、「移植しか方法がない」とは言わないようにしている。募金活動に懸命になりながら、残り少ない時間を過ごすのはつらい。患者と家族には色んな選択肢があると思う。

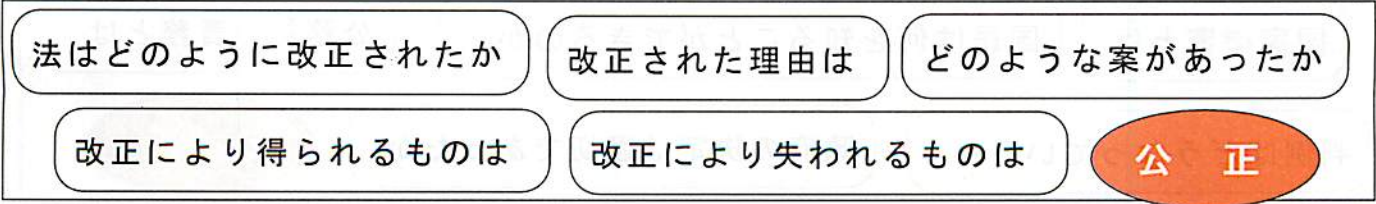
移植で最もニーズが高いのは乳幼児の心臓。本人の意思は聞えないから、親が代わりに許諾する。赤ちゃんを前にしたその苦悩を、「命のリレー」という言葉だけで支えられるか。一人一人が考え、議論する必要がある。子どもの脳死臓器移植は条件を整備してからにするべきだ。でも、今、整備できているとは思えない。臓器提供の意思表示が可能と考えられる12歳以上を脳死判定の対象にした上で、議論を継続する方がいい。



下
「意見」ご体験をお寄せ下さい。〒530-8221
朝日新聞生活文化グループ「子どもの脳死・臓器移植」係 フォクス06-6201-0179、メール
o-nakatsunamuro@ashinews.com

- 脳死の基礎知識 知っていますか
- ①自発呼吸は保たれている ×
 - ②手足は全く動かない ×
 - ③汗をかき顔が赤くて体も温かい ○
 - ④何年間も生きています ○
 - ⑤感度を失っています ○
 - ⑥身長が伸びていない ○
 - ⑦判定に同意しています ○
 - ⑧まれに脳波や脳血流が再開する ○
 - ⑨頭部外傷児の1〜3割は虐待と考
えられている ○

自分はどの案を支持するか。その根拠は **正義**



鞆の浦埋め立て認めず

広島地裁 景観は「国民の財産」 県市への免許差し止め



江口町の港と町並みが一体であり、高橋繁樹のアニメ映画『鞆の浦』の舞台として全国的な注目を集めた同地帯の浦（広島県福山市）で県と市が進める埋め立て・築港計画をめぐり、地元住民らが県を相手取り、知事が埋め立て免許を県と市に交付しないよう求めた訴訟の判決が1日、広島地裁で言い渡された。地裁は埋め立て免許の交付を全面的に認め、知事に埋め立て免許の交付をしないよう命じた。

1・2面に「時刻表」「ひと」、29・31面に関係記事

埋め立てを認めるのは、埋め立てによる景観の損傷を防止し、国土の保全を図るためである。埋め立ては、埋め立てによる景観の損傷を防止し、国土の保全を図るためである。埋め立ては、埋め立てによる景観の損傷を防止し、国土の保全を図るためである。

自分ならどのような判決を下すか
その理由は

正義

埋立賛成

埋立反対

幸福

幸福

埋立によって
得られる利益は
失われる利益は

しないことで
得られる利益は
失われる利益は

どのような判決か

判断の根拠は

公正

それぞれの利益はどう扱われているか

判決理由の骨子
・居住者は鞆の景観による恵沢を目的的に享受していると認められ、法律上の利益を有する者に当たる。
・鞆の景観の価値は民法上保護されるべき利益であるだけでなく、瀬戸内海における実質的景観を構成するものとして、また文化的、歴史的价值を有する景観として、いわば国民の財産ともいえるべき公益である。しかし、事業が完成した後に復元することはまず不可能となる性質のものである。
・埋め立てなどの事業が景観に及ぼす影響は回復できない重大なものであり、瀬戸内法等が公益として保護しようとしている景観を侵害する。
・事業者らが事業の必要性、公共性の根拠としている道路、影車庫整備の効用などの点は、調査、検討が不十分であるか、または合理性を欠くと認めざるを得ない。従って好事が免許を出すことは裁量権の範囲を超える。

埋め立てを認めることは、埋め立てによる景観の損傷を防止し、国土の保全を図るためである。埋め立ては、埋め立てによる景観の損傷を防止し、国土の保全を図るためである。

